

**当社と株式会社東邦システムサービスとの吸収合併に関する
会社法第 794 条第 1 項に基づく備置書類**

東京都世田谷区代沢四丁目 43 番 11 号
東邦ホールディングス株式会社
代表取締役 枝廣 弘巳

1. 合併契約書

別紙のとおり、令和 8 年 8 月 17 日付で、合併契約書を締結いたしました。

2. 会社法施行規則第 191 条第 1 号に定める会社法第 749 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

当社は、吸収合併消滅会社である株式会社東邦システムサービスの全株式を所有しており、本吸収合併による吸収合併消滅会社の株主に対する当社の株式又は株式に代わる金銭等の交付はございません。

3. 会社法施行規則第 191 条第 2 号に定める会社法第 749 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項について定めがないことの相当性に関する事項

吸収合併消滅会社である株式会社東邦システムサービスは、新株予約権を発行していないため当該事項についての定めはございません。

4. 会社法施行規則第 191 条第 3 号イに定める吸収合併消滅会社（株式会社東邦システムサービス）の最終事業年度に係る計算書類等

別紙のとおり

5. 会社法施行規則第 191 条第 3 号ハに定める吸収合併消滅会社（株式会社東邦システムサービス）において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

6. 会社法施行規則第 191 条第 5 号イに定める吸収合併存続会社（当社）において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

7. 会社法施行規則第 191 条第 6 号に定める吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社（当社）の債務の履行の見込みに関する事項

令和 8 年 3 月 31 日現在の、当社及び吸収合併消滅会社の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は下表のとおりです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
当社【令和 8 年 3 月 31 日現在】	245,913 百万円	84,458 百万円	161,455 百万円
株式会社東邦システムサービス （吸収合併消滅会社）【令和 8 年 3 月 31 日現在】	339 百万円	195 百万円	144 百万円

いずれの会社についても、資産内容上短期支払い能力に問題はなく、合併の効力発生日までに資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておられません。

よって、本件吸収合併により当社の負担すべき債務について、履行の見込みがあると判断します。

以 上

本書は、原本に相違ないことを証明します。

令和 8 年 8 月 20 日

東京都世田谷区代沢四丁目 43 番 11 号

東邦ホールディングス株式会社

代表取締役 枝廣 弘巳





合併契約書

東邦ホールディングス株式会社（以下「甲」という）と株式会社東邦システムサービス（以下「乙」という）は、次のとおり合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲および乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う。

（合併を行う会社の商号および住所）

第2条 合併を行う会社の商号および住所は以下の各号のとおりである。

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：東邦ホールディングス株式会社

住所：東京都世田谷区代沢四丁目43番11号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社東邦システムサービス

住所：東京都世田谷区代田一丁目30番17号

（効力発生日）

第3条 合併が効力を発生する日は、令和8年10月1日とする。ただし、合併手続き進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。なお、変更する場合は、改めて甲の取締役会並びに乙の取締役会の承認を得るものとする。

（合併に際して発行する株式）

第4条 甲は、本合併に際して、乙の株主にその有する株式に代わる金銭等を交付しない。

（増加すべき資本金および準備金等）

第5条 甲が合併により増加する資本金および資本準備金の額等の取扱いは、次のとおりとする。

（1）増加する資本金の額：増加しない。

（2）増加する資本準備金の額：増加しない。

（3）その他の資本剰余金の額：会社計算規則に従い、甲が定める。

(合併承認決議等)

第6条 甲および乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認および合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

(権利義務全部の承継)

第7条 甲は、効力発生日において、乙の従業員、資産および負債その他一切の権利義務を承継する。

(会社財産の管理)

第8条 甲および乙は、本契約締結後効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響をおよぼす行為については、予め甲および乙で協議し、合意のうえ、これを行う。

(従業員の処遇)

第9条 甲は、効力発生日において、乙の雇用契約、労働条件およびその地位を、効力発生日時点の乙における内容のまますべて承継する。従業員に関する具体的な取扱いについては、効力発生日までに甲乙協議してこれを定める。

(合併条件の変更および合併契約の解除)

第10条 本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙が協議のうえ、合併条件を変更、または本契約を解除することができる。

(解除条件)

第11条 本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られなかった場合には、効力を生じない。

(協議事項)

第12条 本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲および乙が協議のうえ、定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲および乙が記名押印のうえ、甲が正本を保有し、乙が写しを保有する。

令和8年8月17日

(甲) 東京都世田谷区代沢四丁目43番11号

東邦ホールディングス株式会社

代表取締役 枝廣弘巳



(乙) 東京都世田谷区代田一丁目30番17号

株式会社東邦システムサービス

代表取締役 中込次雄



【貸 借 対 照 表】

2026年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	339,074,637	(負 債 の 部)	194,944,648
【流 動 資 産】	292,981,605	【流 動 負 債】	192,676,875
売 掛 金	31,778,890	買 掛 金	7,823,285
商 品	16,633,650	未 払 金	71,457,526
その他の未収入金	21,772	未 払 費 用	19,055,171
立 替 金	369,693	未 払 法 人 税 等	35,579,320
C M S 預 け 金	243,804,778	未 払 消 費 税 等	20,666,700
その他の流動資産	372,822	預 り 金	2,498,873
		賞 与 引 当 金	35,596,000
【固 定 資 産】	46,093,032		
【有形固定資産】	1,304,874	【固 定 負 債】	2,267,773
建 物 附 属 設 備	358,251	退 職 給 付 引 当 金	2,267,773
器 具 備 品	946,623		
【無形固定資産】	24,104,569	(純 資 産 の 部)	144,129,989
電 話 加 入 権	1,080,000	【株 主 資 本】	144,129,989
ソ フ ト ウ ェ ア	23,024,569	資 本 金	10,000,000
【投資その他の資産】	20,683,589	利 益 剰 余 金	134,129,989
長 期 前 払 費 用	3,685,027	利 益 準 備 金	3,000,000
繰 延 税 金 資 産	16,998,562	別 途 積 立 金	69,000,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	62,129,989
資 産 合 計	339,074,637	負債及び純資産合計	339,074,637

【損益計算書】

自2025年4月 1日
至2026年3月31日

(単位:円)

科 目			金 額
経 常 損 益 の 部	営業損益の部	営 業 収 益	1,161,881,604
		対 外 売 上	1,154,670,242
		情 報 提 供 料 収 入	7,211,362
		営 業 費 用	1,068,963,383
		売 上 原 価	1,001,575,397
		販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	67,387,986
	営 業 利 益		92,918,221
	営業外損益の部	営 業 外 収 益	1,274,738
		C M S 受 取 利 息	1,032,991
		雑 益	241,747
営 業 外 費 用		146,900	
	雑 損 失	146,900	
経 常 利 益		94,046,059	
特別損益の部	特 別 利 益	-	
	特 別 損 失	89,932	
	固 定 資 産 処 分 損	89,932	
税 引 前 当 期 純 利 益			93,956,127
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税			36,800,200
法 人 税 等 調 整 額			△ 4,150,493
当 期 純 利 益			61,306,420

株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日
至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	
		資 本 金	資 本 金	資 本 金	利益準備金	利益剰余金合計
					繰越利益剰余金	
2025年4月1日 残高	10,000	0	0	0	3,000 69,000 19,823	91,823
事業年度中の変動額	0	0	0	0	0 0 △19,000	△19,000
当期純利益	0	0	0	0	0 0 61,306	61,306
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	0	0	0	0	0 0 0	0
事業年度中の変動額合計	0	0	0	0	0 0 42,306	42,306
2026年3月31日 残高	10,000	0	0	0	3,000 69,000 62,129	134,129

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2025年4月1日 残高	101,823	0	0	101,823
事業年度中の変動額	△19,000	0	0	△19,000
当期純利益	61,306	0	0	61,306
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	0	0	0	
事業年度中の変動額合計	42,306	0	0	42,306
2026年3月31日 残高	144,129	0	0	144,129

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高 1, 344, 212, 363円

Ⅳ. 株主資本変動計算書に関する注記

1. 当期末日における発行済み株式の数

200株

2. 当期末日における自己株式の数

なし

3. 当期中に行った剰余金の配当に関する事項

配当金の総額 19,000,000円

4. 当期末日後に行う予定の剰余金の配当に関する事項

2026年6月9日に開催予定の第38回定時株主総会において、次の議案の上程を予定いたします。

a. 配当金の総額 62,000,000円

b. 配当の原資 繰越利益剰余金

c. 一株当たり配当額 310,000円

d. 基準日 2026年3月31日

e. 効力発生日 2026年6月10日

5. その他利益剰余金の内訳

(単位：円)

項 目	別途積立金	繰越利益剰余金	合 計
前期末残高	69,000,000	19,823,569	88,823,569
当期変動額	0	42,306,420	42,306,420
当期末残高	69,000,000	62,129,989	131,129,989

Ⅴ. 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額 720,649円94銭

2. 一株当たり当期純利益 306,532円10銭

Ⅵ. 重要な後発事象に関する注記

重要な後発事象はございません。

監査報告書

私は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第38期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、会計帳簿またはこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026年5月12日

株式会社東邦システムサービス

監査役

清水莫行





合併契約書

東邦ホールディングス株式会社（以下「甲」という）と株式会社東邦システムサービス（以下「乙」という）は、次のとおり合併契約（以下「本契約」という）を締結する。



（合併の方法）

第1条 甲および乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う。

（合併を行う会社の商号および住所）

第2条 合併を行う会社の商号および住所は以下の各号のとおりである。

（1） 甲（吸収合併存続会社）

商号：東邦ホールディングス株式会社

住所：東京都世田谷区代沢四丁目43番11号

（2） 乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社東邦システムサービス

住所：東京都世田谷区代田一丁目30番17号



（効力発生日）

第3条 合併が効力を発生する日は、令和8年10月1日とする。ただし、合併手続き進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。なお、変更する場合は、改めて甲の取締役会並びに乙の取締役会の承認を得るものとする。

（合併に際して発行する株式）

第4条 甲は、本合併に際して、乙の株主にその有する株式に代わる金銭等を交付しない。

（増加すべき資本金および準備金等）

第5条 甲が合併により増加する資本金および資本準備金の額等の取扱いは、次のとおりとする。

（1） 増加する資本金の額：増加しない。

（2） 増加する資本準備金の額：増加しない。

（3） その他の資本剰余金の額：会社計算規則に従い、甲が定める。

(合併承認決議等)

第6条 甲および乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認および合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

(権利義務全部の承継)

第7条 甲は、効力発生日において、乙の従業員、資産および負債その他一切の権利義務を承継する。

(会社財産の管理)

第8条 甲および乙は、本契約締結後効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響をおよぼす行為については、予め甲および乙で協議し、合意のうえ、これを行う。

(従業員の処遇)

第9条 甲は、効力発生日において、乙の雇用契約、労働条件およびその地位を、効力発生日時点の乙における内容のまますべて承継する。従業員に関する具体的な取扱いについては、効力発生日までに甲乙協議してこれを定める。

(合併条件の変更および合併契約の解除)

第10条 本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙が協議のうえ、合併条件を変更、または本契約を解除することができる。

(解除条件)

第11条 本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られなかった場合には、効力を生じない。

(協議事項)

第12条 本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲および乙が協議のうえ、定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲および乙が記名押印のうえ、甲が正本を保有し、乙が写しを保有する。

令和8年8月17日

(甲) 東京都世田谷区代沢四丁目43番11号

東邦ホールディングス株式会社

代表取締役 枝廣弘巳



(乙) 東京都世田谷区代田一丁目30番17号

株式会社東邦システムサービス

代表取締役 中込次雄



合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.tohoyk.co.jp>

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年七月二十二日

掲載頁 六十七頁(号外第一六二号)

令和八年八月二十日

東京都世田谷区代沢四丁目四三番一―号

(甲) 東邦薬品株式会社
代表取締役 馬田 明

滋賀県甲賀市水口町城東三番三八号

(乙) 株式会社大正堂
代表取締役 富岡 隆一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.tohoyk.co.jp>

(乙) <https://www.eikenkoshop.jp/kessan/>

令和八年八月二十日

東京都世田谷区代沢四丁目四三番一―号

(甲) 東邦薬品株式会社
代表取締役 馬田 明

東京都世田谷区代沢四丁目四三番一―号

(乙) 株式会社e健康ショップ
代表取締役 島田 緑

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書を提出済。

(乙) <http://www.kbk.co.jp/ir/kogaisakessan.html>

令和八年八月二十日

東京都千代田区大手町二丁目二番一―号

(甲) 極東貿易株式会社
代表取締役 佐久間慎治

東京都千代田区大手町二丁目二番一―号

(乙) 株式会社ゼットオールシー・ジャ
代表取締役 曾田 泰規

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.tohohd.co.jp>

(乙) <http://www.tohohd.co.jp/kessan/index.html>

令和八年八月二十日

東京都世田谷区代沢四丁目四三番一―号

(甲) 東邦ホールディングス株式会社
代表取締役 枝廣 弘巳

東京都世田谷区代沢四丁目三〇番一―号

(乙) 株式会社東邦システムサービス
代表取締役 中込 次雄

合併公告

当社は、伊藤忠都市開発株式会社(甲)、本店 東京都港区赤坂二丁目九番一―号、を吸収合併存続会社とし、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うこといたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年十月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年六月二十五日

掲載頁 二二七頁(号外第一四〇号)

掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年七月三日

掲載頁 二頁

令和八年八月二十日

東京都新宿区新宿四丁目一―番六号

J R 東日本不動産株式会社
代表取締役社長 田邊 滋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年五月十二日

掲載頁 一〇五頁(号外第一〇五号)

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和八年八月二十日

東京都中央区日本橋二丁目一六番一―号日

本橋セントラルスクエア

(甲) 日本センステック株式会社
代表取締役 アンキット・クリン

東京都中央区日本橋二丁目一六番一―号日

本橋セントラルスクエア

(乙) Carrier Transic
old Container P
roducts 有会社

取締役 垣野 友章

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲・乙)

掲載 官報

掲載の日付 令和八年六月十一日

掲載頁 一一四頁(号外第二一九号)

令和八年八月二十日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目二八番地六

(甲) 株式会社シニアサポート
代表取締役 樋口 聖

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目二八番地六

(乙) 株式会社あしすと
代表取締役 島谷 豊

合併公告

左記会社は令和八年十月一日を効力発生日とし、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とした吸収合併を行い、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしましたので公告します。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年六月二十四日

掲載頁 二頁

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年六月二十四日

掲載頁 一二六頁(号外第一三九号)

令和八年八月二十日

東京都港区芝三丁目二番八号

(甲) オリックス自動車株式会社
代表取締役 内藤 進

大阪府大阪市西区西本町一丁目四番一―号

(乙) 株式会社レックススリース
代表取締役 橋本 誠次

合併公告

当社は、及び J R 東日本不動産株式会社(乙、住所 東京都新宿区新宿四丁目一―番六号)は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年六月二十五日

掲載頁 二二七頁(号外第一四〇号)

(乙) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年七月三日

掲載頁 二頁

令和八年八月二十日

東京都港区赤坂二丁目九番一―号

伊藤忠都市開発株式会社
代表取締役 松 典男